5-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申	告	状 況		課	税	状 況
Д ,	相	続人の数		金 額 千円	相	続人の数人		金額千円
	外	-	外	-	外	-	外	-
取 得 財 産 価 額		8, 735		373, 823, 591		7, 418		330, 437, 467
相続時精算課税適用財産価額		330		6, 867, 888		295		6, 491, 113
債 務 控 除 額		5, 154		30, 247, 089		4, 342		24, 441, 994
曆 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		1, 088		3, 753, 027		986		3, 373, 402
課 税 価 格		8, 839		354, 197, 417		7, 515		315, 859, 988
算 出 税 額		7, 911		38, 318, 320		7, 463		37, 114, 972
相続税額2割加算額		1,015		581, 177		1,008		579, 785
計	実	7, 911		38, 899, 498	実	7, 463		37, 694, 758
暦 年 課 税 分 贈 与 税		234		136, 420		221		129, 914
配偶者		1, 256		8, 456, 541		1,006		7, 513, 218
未 成 年 者		92		31, 113		42		17, 965
税 額 控 除 障 害 者		362		477, 032		231		354, 579
相 次 相 続		197		611, 234		167		212, 306
外 国 税 額		3		54, 869		3		54, 869
āt	実	2, 061		9, 767, 208	実	1, 604		8, 282, 851
差 引 税 額		•				6, 504		29, 411, 907
相続時精算課税分贈与税額控除額						69		336, 852
医療法人持分税額控除額						5		992, 966
小計						6, 492		28, 082, 090
農地等納税猶予税額						11		140, 716
株式等納税猶予税額						_		-
特例株式等納税猶予額		,	/			26		827, 977
山 林 納 税 猶 予 税 額						-		-
医療法人持分納税猶予税額						3		95, 406
納 付 税 額申告納税額						6, 487		27, 055, 715
量 付 税 額						33		37, 725
災害減免法第4条による免除税額						-		-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		3, 486		165, 858, 000		2, 817		132, 642, 000

「申告状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和元年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 「課税状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和元年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 調査対象等:

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は、災害滅免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

(4) P/C/DU/					
			申 告 状 況		
区 分	課税	価 格	相続税額	税額控除	被相続人の数
	相続人の数	金 額	有 形 机 机 龟	加 银 红 欧	7次 7日 形に ノヘ シノ 安久
	人	千円	千円	千円	人
平成 26 年分	_	_	_	_	_
平成27年分	7, 442	286, 441, 267	28, 295, 055	8, 375, 407	2, 882
平成 28 年分	7, 959	326, 775, 204	36, 788, 586	10, 462, 952	3, 106
平成 29 年分	8, 358	342, 138, 380	37, 793, 150	9, 365, 323	3, 310
平成30年分	8, 839	354, 197, 417	38, 899, 498	9, 767, 208	3, 486

		課	税	犬	況						
区 分	課税	価 格	相続税	額	税	額	控除	被相	结	LΦ	粉
	相続人の数	金額	111 196 196	帜	196	帜	1工 が	1000 110	かし)(0)	奴
	人	千円		千円			千円				人
平成26年分	3, 443	208, 049, 746	23, 753	, 530		6, 7	731, 279			1, 2	35
平成27年分	6, 311	254, 266, 254	27, 178	, 536		7, (011, 257			2, 3	06
平成28年分	6, 828	293, 277, 768	35, 698	, 947		9, 2	261, 347			2, 5	32
平成29年分	7, 089	303, 571, 163	36, 541	, 967		7, 9	980, 275			2, 6	51
平成30年分	7, 515	315, 859, 988	37, 694	, 758		8, 2	282, 851			2, 8	17

区	分	納付	税 額	還付	税 額
	91	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
		人	千円	人	千円
平成 26	年分	2, 864	16, 775, 640	28	61, 210
平成 27	年分	5, 355	19, 450, 688	31	59, 099
平成 28	年分	5, 835	25, 674, 818	27	42, 791
平成 29	年分	6, 089	27, 950, 909	33	61, 721
平成30	年分	6, 487	27, 055, 715	33	37, 725

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

(-)	0423	ш.,	木1元1八7几	申告状況		70	果 税 状 ?	兄	61. /	I at M. share	NIII /	1 (1)/ (1)
税	務署	- 名	課	兑 価 格	被相続人		税価格	被相続人	州 丹 1	寸 税 額	湿 1	寸 税 額
	,,,		相続人の数	金 額	の数	相続人の数	金 額	の数	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
熊	本	西	1, 326	55, 925, 039	529	1, 135	50, 518, 908	434	995	4, 838, 641	4	2, 219
熊	本	東	525	20, 837, 410	197	451	18, 920, 593	160	386	1, 607, 889	2	179
八		代	206	7, 848, 100	91	179	7, 120, 849	77	158	495, 756	-	1
人		叶	73	2, 608, 844	31	69	2, 448, 876	28	61	100, 758	1	1, 525
玉		名	177	6, 008, 955	65	156	5, 370, 289	58	138	329, 534	1	453
天		草	131	5, 130, 035	50	116	4, 724, 078	43	103	370, 716	-	1
山		鹿	73	2, 473, 453	29	60	2, 182, 266	23	54	136, 917	-	-
菊		池	196	7, 503, 788	76	175	6, 793, 514	63	149	509, 250	1	419
宇		土	114	4, 884, 353	48	103	4, 378, 225	40	88	211, 498	-	-
[SII]		蘇	67	2, 310, 115	27	53	2, 027, 887	21	42	139, 203	-	-
熊	本 県	丰	2, 888	115, 530, 092	1, 143	2, 497	104, 485, 485	947	2, 174	8, 740, 162	9	4, 795
大		分	940	36, 874, 887	383	761	31, 931, 112	293	647	2, 399, 342	1	309
别		府	361	15, 664, 799	151	316	13, 941, 058	126	279	1, 391, 697	1	75
中		津	107	4, 412, 321	47	89	3, 680, 567	37	73	282, 462	1	8, 539
日		田	145	5, 650, 235	59	119	4, 691, 146	44	104	411, 514	1	1, 034
佐		伯	88	3, 956, 196	37	69	3, 334, 572	27	59	276, 209	2	198
臼		杵	71	2, 928, 215	30	63	2, 741, 226	27	59	259, 343	-	
竹		田	25	899, 743	9	23	853, 139	8	19	66, 012		-
宇		佐	96	5, 372, 446	42	92	5, 109, 863	39	80	624, 707	1	109
=		重	43	1, 444, 291	19	36	1, 193, 118	16	33	64, 590	-	-
大 :	分県	計	1, 876	77, 203, 133	777	1, 568	67, 475, 801	617	1, 353	5, 775, 875	7	10, 264
宮		崎	839	37, 697, 161	325	713	34, 339, 148	265	600	3, 635, 226	_	_
都		城	311	12, 068, 319	104	270	10, 890, 015	84	230	942, 787	1	107
延		岡	260	10, 575, 797	102	233	9, 511, 923	85	198	881, 377	1	159
日		南	47	1, 560, 427	20	43	1, 444, 960	18	32	69, 658	1	2, 751
小		林	96	3, 397, 981	39	90	2, 942, 947	33	78	136, 220	2	2, 665
高		鍋	89	4, 638, 999	36	84	4, 295, 854	31	71	287, 440	-	-
宮	崎県	計	1, 642	69, 938, 684	626	1, 433	63, 424, 847	516	1, 209	5, 952, 708	5	5, 682
mic	IB	白	1 495	50, 802, 340	547	1, 114	43, 300, 773	400	980	2 522 207	3	4,616
鹿	児	島内	1, 425	4, 393, 145	46	1, 114	3, 907, 363	38	980	3, 522, 297 300, 959	3	3, 135
)1] mic			109	5, 315, 555	48	103	4, 914, 600	42	85	,	3 1	1, 128
<u></u> 大		屋島	67	3, 159, 821	22	65	3, 101, 507	21	53	402, 362 277, 993	1 -	1, 120
出		水	90	2, 841, 641	35	78	2, 254, 111	28	68	75, 174	1	5, 966
指		宿	43	2, 951, 602	16	42	2, 824, 512	15	37	542, 708	1 -	5, 900
種	子	島	38	1, 564, 925	14	38	1, 564, 925	14	30	58, 178	_	_
知		覧	166	5, 809, 900	61	158	5, 550, 839	58	138	285, 938	1	260
伊	集	院	88	2, 977, 335	32	84	2, 798, 126	28	76	231, 472	-	
加	治	木	245	8, 558, 205	99	194	7, 241, 397	75	162	459, 205	3	1,878
大	TH	隅	45	3, 151, 039	20	39	3, 015, 702	18	31	430, 687	-	
	見島 県		2, 433	91, 525, 508	940	2, 017	80, 473, 855	737	1, 751	6, 586, 971	12	16, 983
4//		4.7	8, 839	254 107 417	3, 486	7 515	215 050 000	9 917	6 407	27 055 715	33	37. 725
総		計	0, 039	354, 197, 417	3, 486	7, 515	315, 859, 988	2, 817	6, 487	27, 055, 715	33	31, 125

⁽注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

	<u>における甲告又</u>	は足柱の)	0.1	課	税	価格		納	付	税額	Ī	
X	区 分			続人の数		金額	柞	続人の数		金 額	被	相続人の数
				人		千円		人		千円		人
	申 告	額		7, 515		315, 417, 715		6, 491		27, 023, 921		2, 817
	修正申告による	る増差額		65		582, 464		109		68, 422		56
本年分	更正による	増差額		-		-		-		-		-
* + J	更正等による	減差額		35	Δ	140, 191		57	Δ	36, 627		35
	決 定	額		-		-		-		-		-
	計		実	7, 515		315, 859, 988	実	6, 487		27, 055, 715	実	2, 817
	申 告	額		259		7, 212, 279		224		334, 431		120
	修正申告による	る増差額		712		8, 043, 305		1,042		1, 292, 646		442
過 年 分	更正による	増差額		_		-	İ	_		_		-
過 平 刀	更正等による	減差額		281	Δ	2, 002, 009		345		384, 378		184
	決 定	額		_		-		-		-		-
	計		実	1, 244		13, 253, 575	実	1, 596		1, 242, 700	実	660
	申 告	額		7, 774		322, 629, 994		6, 715		27, 358, 352		2, 937
	修正申告による	る増差額		777		8, 625, 769		1, 151		1, 361, 068		498
合 計	更正による	増差額		_		-		_		-		_
	更正等による	減差額		316	Δ	2, 142, 200		402		421, 004		219
	決 定	額		_		-		_		_		-
	計		実	8, 759		329, 113, 563	実	8, 083		28, 298, 415	実	3, 477

調査対象等:

「本年分」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和元年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

した。 「過年分」は、平成29年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成30年11月1日から令和元年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成28年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

(0)	/JH JT	~17L v J 1						
区		分	過少申告	上 加 算 税	無申告	加算税	重加	算 税
	•	ガ	相続人の数	金額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	2	935	31	4, 733	_	_
過	年	分	592	99, 821	185	28, 711	82	72, 992
合		計	594	100, 756	216	33, 443	82	72, 992

調査対象等: 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

			申告	状 況		
課税価格階級	被相続人の数	課税価格	税適用財産価額	うち暦年課税分 贈 与 財 産 価 額	納付税額	法定相続人の数
5	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下 5 千万円 超	634	25, 687, 175	861, 989	277, 851	141, 629	1,550
1 億円 "	1,834	129, 442, 287 99, 414, 526	1, 940, 244 1, 451, 864	1, 336, 339	3, 850, 639	5, 242
2 億円 "	749 155	37, 779, 971	792, 515	1, 115, 168 408, 825	6, 987, 914 4, 442, 552	2, 491
3 億円 "	76	28, 449, 390	831, 945	345, 263	4, 110, 259	281
5 億円 "	17	10, 088, 699	376, 346	83, 986	2, 141, 725	56
7 億円 "	12	10, 059, 622	393, 661	108, 102	2, 654, 575	50
10 億円 "	8	10, 980, 943	178, 099	52, 891	2, 239, 943	30
20 億円 "	1	2, 073, 385	-	21, 602	454, 685	2
30 億円 "	-		_	-	-	
50 億円 "	_	_	_	_	_	_
70 億円 "	_	_	_	-	_	_
100 億円 "	-	-	-	-	-	-
合 計	3, 486	353, 975, 998	6, 826, 662	3, 750, 027	27, 023, 921	10, 213
			課 税	状 況		
課税価格階級			課 税	状 況		
課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	状 況 うち暦年課税分 贈 与 財 産 価 額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	うち相続時精算課 税 適 用 財 産 価 額 千円	うち暦年課税分 贈与財産価額 千円	千円	人
5 千万円 以下	人 288	千円 12, 614, 601	うち相続時精算課 税 適 用 財 産 価 額 千円 601,054	うち暦年課税分 贈与財産価額 千円 120,174	千円 141, 629	人 531
5 千万円 以下 5 千万円 超	人 288 1,570	千円 12, 614, 601 111, 582, 116	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590	うち暦年課税分贈 与財産価額 千円 120,174 1,222,967	千円 141, 629 3, 850, 639	人 531 4, 322
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 "	人 288 1,570 692	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864	うち暦年課税分贈 与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914	人 531 4,322 2,244
5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 "	人 288 1,570 692 155	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552	人 531 4, 322 2, 244 511
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 "	人 288 1,570 692 155 74	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259	531 4, 322 2, 244 511 276
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 "	1,570 692 155 74	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725	531 4, 322 2, 244 511 276 56
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 "	1,570 692 155 74 17	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346 393,661	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 "	1,570 692 155 74 17 12 8	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622 10, 980, 943	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102 52,891	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575 2, 239, 943	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50 30
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 "	1,570 692 155 74 17	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346 393,661	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 "	人 288 1,570 692 155 74 17 12 8	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622 10, 980, 943 2, 073, 385	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346 393,661 178,099	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102 52,891	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575 2, 239, 943 454, 685	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50 30
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 " 20 億円 "	1,570 692 155 74 17 12 8 1	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622 10, 980, 943 2, 073, 385	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346 393,661 178,099	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102 52,891 21,602	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575 2, 239, 943 454, 685	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50 30
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 " 20 億円 " 30 億円 "	1,570 692 155 74 17 12 8 1	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622 10, 980, 943 2, 073, 385	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346 393,661 178,099	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102 52,891 21,602	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575 2, 239, 943 454, 685	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50 30
5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 " 20 億円 " 30 億円 " 50 億円 "	1,570 692 155 74 17 12 8 1	千円 12, 614, 601 111, 582, 116 92, 559, 242 37, 779, 971 27, 679, 136 10, 088, 699 10, 059, 622 10, 980, 943 2, 073, 385	うち相続時精算課 税適用財産価額 千円 601,054 1,807,590 1,451,864 792,515 831,945 376,346 393,661 178,099	うち暦年課税分贈与財産価額 千円 120,174 1,222,967 1,009,592 408,825 342,263 83,986 108,102 52,891 21,602	千円 141, 629 3, 850, 639 6, 987, 914 4, 442, 552 4, 110, 259 2, 141, 725 2, 654, 575 2, 239, 943 454, 685	531 4, 322 2, 244 511 276 56 50 30

調査対象等: 「申告状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者について、令和元年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基 づいて作成した。

「課税状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和元年 10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

(2) 法定相続人	員別の被相	続人数														
						申告	状 況									
人数				法 定	1 相続	人 員	別被	相続	人数							
課税価格階級	0 人のもの	1 人のもの	2 人 のもの	3 人	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人のもの	7 人 のもの	8 人のもの	9 人の	10 人 のもの	10人超				
- <i>4</i> - T = N - T	人	人	人	人	人	人	人。	人	人	人	人	人				
5 千万円 以下	7	117	229	209	52	15	3	1 7	-	-	-	1				
5 千万円 超	8	214	480	672	335	82	24	7	5	3	2	2				
1 億円 "	2	58	162	253	171	50	23	8	4	5	7	6				
2 億円 "	-	12	28	58	39	12	2	1	-	_	- 1	3				
3 億円 "	-	1	8	31	25	6	2	_	1		1	1				
5 億円 " 7 億円 "		1	3	7	5	2	2		-	-		-				
7 億円 " ————————————————————————————————————		1	2	1	3	1	1		_	_		1				
20 億円 "	_	_	1	_	-	_	_	_	_	_		_				
30 億円 "	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_				
50 億円 "	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_				
70 億円 "	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
100 億円 "	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				
合 計	17	404	915	1, 234	632	168	57	17	10	8	10	14				
	17 404 915 1,234 632 168 57 17															
						課税	状 況									
人数				法定	1 相続	課税人員		相続	人数							
人数	0 1	1 1	2 1	法 定		人員	別被		人数	0 1	10 1	10 1 ‡77				
人数課税価格階級	0 人のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	人 員 5 人 のもの	別 6 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの				
				3 人	4 人	人 員 5 人	別 被 6 人	7 人	8 人							
課税価格階級	のもの人	のもの人	のもの 人	3 人 のもの 人	4 人 のもの 人	人 員 5 人 のもの 人	別 6 のもの	7 人 のもの 人	8 人 のもの	のもの	のもの					
課税価格階級 5 千万円 以下	のもの 人 6	のもの 人 94	のもの 人 136	3 人 のもの 人 45	4 人 のもの 人 5	人 員 5 人 のもの 人 2	別 被 6 人 のもの 人 -	7 人 のもの 人 -	8 人 のもの 人	のもの 人 -	のもの 人 -					
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超	のもの 人 6 8	のもの 人 94 208	のもの 人 136 444	3 人 のもの 人 45 564	4 人 のもの 人 5 253	人 員 5 人 のもの 人 2 63	別 被 6 人 のもの 人 - 17	7 人 のもの 人 - 5	8 人 のもの 人 -	のもの 人 - 2	のもの 人 - 2	のもの 人 -				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 "	のもの 人 6 8 2	のもの 人 94 208 57	のもの 136 444 160	3 人 のもの 人 45 564 234	4 人 のもの 人 5 253 152	人 員 5 人 のもの 人 2 63 42	別 被 6 人 のもの 人 - 17 21	7 人 のもの 人 - 5 7	8 人 のもの 人 - 4 2	のもの 人 - 2 4	のもの 人 - 2 7	のもの				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 "	のもの 人 6 8 2 -	のもの	のもの 136 444 160 28	3 人 のもの 人 45 564 234 58	4 人 のもの 人 5 253 152 39	人 員 5 人のもの 人 2 63 42 12	別 被 6 人のもの 人 - 17 21 2	7 人 のもの 人 - 5 7	8 人 のもの 人 - 4 2	のもの 人 - 2 4	のもの 人 - 2 7 -	のもの				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 "	のもの 人 6 8 2 -	のもの	のもの 136 444 160 28 7	3 人 のもの 人 45 564 234 58 30	4 人 のもの 人 5 253 152 39 25	人員 5人のもの 人2 63 42 12 6	別 被 6 人のもの 人 - 17 21 2	7 人 のもの 人 - 5 7 1	8 人 のもの 人 - 4 2 -	のもの	のもの 人 - 2 7 - 1	のもの				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 "	のもの 人 6 8 2 - - -	のもの	のもの 人 136 444 160 28 7 2	3 人 のもの 45 564 234 58 30 7	4 人 のもの 大 5 253 152 39 25 5	人 員 5 人のもの 人 2 63 42 12 6	別 被 6 人 のもの 人 - 17 21 2 2	7 人 のもの 人 - 5 7 1 -	8 人 のもの 人 - 4 2 - 1	のもの 人 - 2 4 - -	のもの 人 - 2 7 - 1	のもの				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 "	のもの 人 6 8 2 - - - -	のもの	のもの	3 人 のもの 人 45 564 234 58 30 7	4 人 のもの 人 5 253 152 39 25 5	人員 5人のもの 人2 63 42 12 6 2	別 被 6 人のもの 人 - 17 21 2 2 2 - 2	7 人 のもの 人 - 5 7 1 - -	8 人 のもの 人 - 4 2 - 1 -	のもの 人 - 2 4 - - -	のもの 人 - 2 7 - 1 -	のもの				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 "	のもの 人 6 8 2 - - - - -	のもの	のもの 人 136 444 160 28 7 2 3 2	3 人 のもの 45 564 234 58 30 7 3	4 人 のもの 大 5 253 152 39 25 5 2	人員 5人のもの 人2 63 42 12 6 2 	別 被 6 人のもの 人 - 17 21 2 2 2 - 2 1	7 人 のもの 人 - 5 7 1 - - -	8 人 のもの 人 - 4 2 - 1 - -	のもの 人 - 2 4 - - -	のもの 人 - 2 7 - 1 - -	のもの - - 4 3 1 - 1				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 " 20 億円 "	のもの 人 6 8 2 - - - -	りもの	のもの 人 136 444 160 28 7 2 3 2	3 人 のもの 人 45 564 234 58 30 7 3 1	4 人 のもの 人 5 253 152 39 25 5 2 3	人員 5人のもの 人2 63 42 12 6 2 -	別 被 6 人のもの 17 21 2 2 2 1 1 -	7 人 のもの 人 - 5 7 1 - - - -	8 人 のもの 人 - 4 2 - 1 - -	のもの 人 - 2 4 - - - -	のもの 人 - 2 7 - 1 - -	のもの				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 リ 2 億円 リ 3 億円 リ 5 億円 リ 7 億円 リ 10 億円 リ 20 億円 リ 30 億円 リ	のもの 人 6 8 2 - - - - -	のもの	のもの 人 136 444 160 28 7 2 3 2 1	3 人 のもの 人 45 564 234 58 30 7 3 1	4 人のもの 人 5 253 152 39 25 5 2 3 -	人員 5人のもの 人2 63 42 12 6 2 1	別 被 6 人のもの 人 - 17 21 2 2 2 - 2 1 1	7 人 のもの 人 - 5 7 1 - - - -	8 人 のもの 人 - 4 2 - 1 - - - -	のもの 人 - 2 4 - - - - -	のもの 人 - 2 7 - 1 - - -	のもの 4 3 1 1				
課税価格階級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 リ 2 億円 リ 3 億円 リ 5 億円 リ 10 億円 リ 10 億円 リ 20 億円 リ 30 億円 リ 30 億円 リ	のもの 人 6 8 2 - - - - - -	のもの	のもの 人 136 444 160 28 7 2 3 2 1	3 人 のもの 人 45 564 234 58 30 7 3 1 -	4 人 のもの 人 5 253 152 39 25 5 2 3 - -	人員 5 人のもの 人2 63 42 12 6 2 - 1	別 被 6 人のもの 人 - 17 21 2 2 2 1 2	7 人のもの 人 5 7 1 	8 人 のもの 人 - 4 2 - 1 - - - -	のもの 人 - 2 4 - - - - - -	のもの 人 - 2 7 - 1 - - - -	のもの 4 3 1 1				

合計
 16
 374
 783
 942
 484
 128
 45
 13
 7
 6
 10

 (注)
 この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数. 取得財産価額

被相続人数、耳			申告涉	: 況		課税場	
耳	な得財産等の種類	被	相続人の数	取得財産価額	被	相続人の数	取得財産価額
			人	千円		人	千円
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)		809	5, 068, 920		665	4, 403, 168
土	畑(耕作権及び永小作権を含む。)		988	7, 819, 881		831	7, 157, 926
	宅地(借地権を含む。)		3, 070	91, 753, 156		2, 450	78, 946, 559
地	山 林		993	976, 974		836	876, 358
	その他の土地		865	8, 044, 481		735	7, 276, 069
	計	実	3, 176	113, 663, 413	実	2, 543	98, 660, 079
家屋	、構築物		2, 943	25, 896, 554		2, 354	21, 319, 484
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		277	1, 064, 804		217	827, 793
農	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		45	577, 952		38	552, 757
業	売 掛 金		98	464, 105		81	425, 315
用 財	その他の財産		215	1, 440, 260		167	1, 259, 077
産	計	実	446	3, 547, 120	実	353	3, 064, 942
	特定同族会社の株式及び出資		431	15, 699, 182		365	14, 896, 381
有	同上以外の株式及び出資		1, 421	14, 440, 616		1, 182	13, 268, 405
価 証	公 債 及 び 社 債		310	3, 449, 986		261	3, 103, 527
券	投 資 · 貸 付 信 託 受 益 証 券		752	11, 578, 966		646	10, 663, 455
	計	実	1, 988	45, 168, 750	実	1, 655	41, 931, 768
現 金	、 預 貯 金 等		3, 473	131, 144, 761		2, 803	118, 062, 402
家	庭 用 財 産		2, 111	1, 105, 324		1, 705	912, 827
	生 命 保 険 金 等		987	22, 134, 288		822	18, 904, 267
その	退 職 手 当 金 等		182	5, 002, 795		136	4, 440, 375
他 の	立		265	262, 888		232	241, 764
財 産	そ の 他		2, 711	25, 664, 140		2, 226	22, 458, 986
	計	実	2, 913	53, 064, 110	実	2, 384	46, 045, 392
合	計	実	3, 493	373, 590, 033	実	2, 818	329, 996, 895
相 続 時	精算課税適用財産価額		243	6, 826, 662		217	6, 433, 073
債	債 務		3, 006	24, 700, 020		2, 465	19, 885, 726
務等	葬 式 費 用		3, 369	5, 490, 703		2, 737	4, 496, 930
守	計	実	3, 424	30, 190, 723	実	2, 777	24, 382, 656
差引	純 資 産 価 額		3, 486	350, 225, 971		2, 817	312, 047, 313
暦 年 課	税 分 贈 与 財 産 価 額		656	3, 750, 027		584	3, 370, 402
課	税 価 格		3, 486	353, 975, 998		2, 817	315, 417, 715

調査対象等: 「申告状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和元年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。「課税状況」は、平成30年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和元年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

⁽注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

^{2 「}被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。